

「堀尾古記」の翻刻と検討

佐々木倫朗・小山祥子

はじめに

松江市内の個人宅に所蔵されている「堀尾古記」（以下「古記」と略す）は、昭和初期に行われた『島根縣史』編纂の際に史料の発見がなされ、とりわけ史料が乏しい堀尾氏の出雲・隠岐支配期の叙述において大きく貢献した史料である^①。そして、その史料的評価は、昭和四十年代に刊行された『新修島根県史』においても変わらない評価を受け、史料編においてその翻刻がなされている。そこに示されているように^②、「古記」は、堀尾氏の支配期を考察する上で欠かせない史料として評価されて扱われてきた。

その「古記」は、基本的に編年体で記されており、近世初頭の出雲・隠岐の状況を知る上で大変理解しやすい史料である。しかし、その反面、例えば、編年体で書かれている以上は、「古記」は、日記のように同時代に年を追って書かれた史料とは考えがたい史料であり、かつその成立年代が確定されていない等、史料的検討については、未だ十分に学術的な検討が行われてきたとは言いがたい状況である。そして、松江城や堀尾氏支配期の史料が極めて乏しい状況の中で、「古記」はその考察を行うために不可欠な史料であることは言うまでもない。そこで、本稿では、「古記」を今後も近世初期の分析に用いていくための基礎的な作業として、その再翻刻と記載内容の他の近世史料の記載との比較検討等を通して、「古記」の史料的評価の再検討を行っていきたいと思う。

一、「堀尾古記」の翻刻

本節では、「古記」の翻刻を示していくが、その前に史料的な現状につい

て触れておきたい。現状の「古記」は、横半帳の和綴じ本の体裁で伝えられている（写真参照P（19））。その綴じている上側と左側に焦げた痕跡があり、焦げている部分が消失していることがわかる。そのため以下の翻刻でも示すが、行頭や頁頭に消失や焦げ跡のために「古記」が書かれた当初の完全な文言を読み取るのは、現状では不可能な状況である。これは、所蔵されている家に火災の中で「古記」を取り出した際についていたものと伝えられており、「古記」が伝来される過程でこのような状況になったことがわかる。後に触れる史料的な重要性を考える時、焦げて消失した部分を併せて分析に用いることができないことは、極めて残念な状況である。特に「古記」の表紙部分には、かすかに「内」の文字が判読でき、本来は「古記」と異なる史料名が記されていたものと思われる。しかし、現状では判読できないことから、内容を踏まえて『島根縣史』の編纂時の史料名である「堀尾古記」を、史料名とするのが適切であると思われる。

以下、「古記」の翻刻を示すが、翻刻に際して記載については、以下の通りである。

- ・破損のため、判読不能である文字・箇所については、■で示した。
- ・判読不明文字については、□で示した。
- ・「」は、「古記」の丁の表裏及び貼紙を示した。
- ・補修によって年号の注記がなされているものについては、ゴシック体で示した。

- ・基本的に常用漢字を用いた。

■ ■ ■ 内

(表紙表)

(貼紙)「島根縣史 史籍記録 原簿第二〇四八號

堀尾保 印(膳写済)

(二紙表)

■ 月九日 尾州ながくて大合戦

癸

■ ■ 十八年 寅ノ年小田原陣

十九

■ 禄二巳 秀頼誕生 文禄元 辰 高麗陣

三午

四未

■ 長元 丙 大地震 秀次様御果

二酉 丁

■ ■ ■ 戊 太閤様御他界 八月十八日

■ ■ ■ 八 寅 癸 年 小田原陣

(二紙表)

氏政 歳五十九

氏政子 氏直 歳廿八

陸奥守五十四

十郎 廿三

美濃守五十一

七郎 十八

弟

阿波守四十七

新太郎十五

左右衛佐三十五

鶴千代七ツ

山上江右衛門

松田尾張 歳六十二

子新六 三十五

左馬介 三十二

膳次郎 十八

(三紙表)

慶長五 庚子年 出雲御入国 十一月

御仕置 頼母

大方 彦兵衛 忠左衛門尉

同 六丑 辛 御仕置 頼母 算用

小方 少齋 助兵衛

一 忠氏様御上洛、五月十八日富田御立

一 主殿様へ御祝言、九月吉日

一 知行わり

藏人

同七
寅

御仕置 宮内 算用 右同

齋介

一 主膳様富田へ御見廻、二月

■ 忠氏様御二所つれにて御 ■

(欠)

〔慶長八ナラン〕

(欠)

一 秀頼様御祝言、七月

直ニ小田原へ

吉晴様

秀頼様御祝言ニ付

一 忠氏様御上洛○御供

猪兵衛 作右衛門尉

一 石川主殿殿御子達小田原へ御出

御供 猪兵衛

一 生駒紀伊守死

おかう様九月廿三日御果

忠左衛門死

慶長
辰甲

御仕置 右同 算用 右同

九

一 三月廿七日生駒紀伊守相果ル

一 忠氏様八月四日ニ御遠行

一 おかう様九月廿三日ニ御果

(四紙表)

〔三紙裏〕

一 三之介様初而御上洛、十月廿八日

富田御立、御供 作左衛門尉

猪兵衛 極月十五日ニ伏見ヲ立下ル

作右衛門

頼母

一 大方様御上洛、但三之介様初而御上洛被成ニ付

彦兵衛立退

助兵衛

同十
巳乙

御仕置 宮内 齋介

算用 少齋

菴部

一 吉晴様御上洛、正月廿四日ニ富田御立

一三之介様伏見ニテ初而御目見、卯月

二日ニ伏見御立

一三之介様御帰国、五月十一日

京方富田へ御帰城、七月廿四日

■吉晴様江戸御出

(欠)

(四紙裏)

(慶長十一ナラン)

(欠)

七月廿日御帰城

一卯月六日ニ生駒あんせい果ル

一 生駒弥五左衛門 三ヶ月ニテ喧嘩、九月

小野齋介

助兵衛

慶長 二丁 御仕置

宮内 伊豫

算用

菫部

吉右衛門加

十二

次郎右衛門加

一駿河御普請

一そうは様卯月六日ニ御果

一八月十日ニなら殿御果

同十三

申 御仕置 右同 算用 右同

一八月十一日なら殿御果

一松江越、十月二日

一堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ

一岡部藤十郎殿九月ニ隠岐江被遣候

一飛鳥井少将殿南

(五紙表)

慶長十四己酉

御仕置 右同 算用 右同

一杵築大社御遷宮、三月廿八日

一丹波篠山御普請

一伊勢御遷宮、大々神楽御進上

大野角之介御使

一堀尾掃部果ル、三月廿五日

一長七様八月六日ニ御果

(欠)

(慶長十五ナラン)

(五紙裏)

(欠)

一 飛鳥井少将殿御預、隱岐■御■

助兵衛

慶長十六 六亥 御仕置 民部 算用 菫部 伊予

二郎右衛門

一 山城様初而江戸御出、二月五日ニ

松江御立、五月二日ニ御帰城

御供 河内 源左衛門

頼母 猪兵衛

■ ■ 作右衛門

隼人 竿斎

一 此年から小姓衆上り番吟味究

吉晴様衆ノ日数ステニナル

京二条御城ニテ

一 相国様・秀頼様御参会三月廿八日

一 吉晴様御遠行、六月十七日

一 六月廿四日加藤肥後守殿御病死

国ニテ

(六紙表)

同十七七壬 御仕置 民部 算用 右同 伊予

一 江戸御普請

一 忠晴様江戸御下、三月十一日松江

(御立、七月八日ニ御■ ■ ■ ■)

(六紙裏)

(慶長十八ナラン)

(欠)

■ ■ ■ 様江戸御下 ■ ■ ■ ■

松江御立、御供 猪兵衛 作右衛門

一 御借銀之事、老衆ト談合可仕事ヲ

民部・伊豫兩人申合

二郎右衛門死

助兵衛

慶長十九甲 御仕置 右同 算用 菫部 寅

十九 一 江戸御普請 村尾

(七紙表)

一 大久保相模殿御身上果ル、正月
一 長松院様江戸御下、三月二日ニ

松江御立、御供 作左衛門尉

一 大坂御陣、十月十八日出雲申リ出陣

忠晴様江戸方十月六日ニ御出陣

十一月五日ニ京ヲ御立、淀へ御着

出雲方十月廿八日

出雲方八月廿八日から出陣

一 將軍様十月廿三日江戸御出馬

元和元

卯乙 御仕置 民部 算用 菫部

助兵衛

(後欠)

(前欠)

一 忠晴様江戸御下、霜月

松江御立、御供 但馬 内膳

(七紙裏)

和

元和二

辰丙 御仕置 民部 算用

助兵衛

村尾加

少兵衛

吉右衛門

一 忠晴様御在江

一 相国様御他界、四月十七日

一 豊国破却

同三

巳丁 御仕置 民部 算用 右同

一 忠晴様三月廿四日ニ御帰城

一 將軍様御上洛

一 忠晴様六月五日ニ御上洛、御

在京 御供 大隅 村尾

一 九月十六日ニ御帰城

(元和四ナラン)

(欠)

松江御立、御供 但馬 内膳

一 忠晴様江戸方日光御参、直ニ

(八紙裏)

(八紙表)

宇都宮江御出、閏三月

一大角石御進上

一 七月三日江戸ニテ
三郎左衛門 御目安上ル
善兵衛

七月三申

九月十日民部江戸へ被召

九月十三日ニ松江罷立、明[■]ノ卯カ月十日ニ帰少

明未ノ

■日ニ帰国

一 十一月八日申ヨキの殿御果

十月七日ニ民部・采女・伊豆江戸下着、十一日ニ

雅楽様ニテ御対決、十三日ニ大炊様ニテ御対決、

十一月二日ニ勘左衛門様ニテ御対決、同廿六日藤十郎様ニテ

御対決、十二月十四日ニ雅楽様ニテ御対決、同十八日

大炊様ニテ御対決、同廿一日ニ對馬様へ但馬・半右衛門

(九紙表)

御よひ被成、及兩人被召出山岡図書殿へ御預ケ被成候由

被仰出、同廿六日ニ江戸ヲ立、江州甲賀へ被遣

二 橋忠左衛門ツケ被遣

助兵衛死

元和五
未 御仕置 民部 算用 少兵衛
吉右衛門

一 大方様卯月四日ニ御果

一 將軍様御上洛

一 広島御陣、六月十六日出陣、同

七月六日ニ帰陣

一 忠晴様広島方直ニ御上洛、

御供 伊豆 九月十九日ニ御帰城
源左衛門

廿三日

一 九月ニ河内ヲ隱岐へ被遣

■晴様江戸御[■](以下欠)

(元和六ナラン)

(欠)

■大坂御普請[■]

一 民部三月六日ニ民部果ル

一 忠晴様江戸方御帰城、五月朔日

一 御入内、六月 雅楽殿 為御名代御上洛
大炊殿

一 忠晴様江戸へ御下、十一月廿四日ニ

(九紙裏)

松江御立、御供 但馬
内膳

江戸ニテ

一兵部〇十二月廿八日ニ請取、廿九日ニ出雲へ
被遣、酉正月廿三日ニ安来へ参着、直ニ
隠岐へ被遣

但馬

元和七辛 御仕置 伊豆 算用 右同

村尾

■張様火本、正月廿四日ノ朝

一山田監物於江戸六月朔日ニ被仰付、則其夜

雲州へ平野徳右衛門・野中羽左衛門兩人被遣せかれ左京被仰付

一忠晴様江戸方御帰城、九月朔日

同八壬 御仕置 右同 算用 右同

一忠晴様正月十日ニ松江御立、有馬

御湯治、直ニ江戸御下、御供 伊豆
内膳

一大坂御普請用意

(欠)

(元和九ナラン)

(欠)

上洛〇有馬御湯治、直(欠)

御下、御供 大隅御口壽斎

江戸まで

但馬京迄

一両上様御上洛、五月廿五日

一忠晴様江戸方御上洛、閏八月

十一日ニ御帰国

一同十一月廿六日ニ松江御立、江戸

御下、備前御見廻、御供 采女
但馬

但馬

寛永永元甲 御仕置 伊豆 算用

村尾

吉右衛門
少兵衛煩

(十一紙表)

(十紙裏)

一大坂大普請

一忠晴様御在江

一此年吟味

一自賄初ル定、亥ノ御供亥へ子ノ御供亥へ

可取候、相談次第

一役ノ衆方御取候小姓、二年目ヲ

自賄ニ究

(欠) 御知行被下衆 (以下欠)

(十一紙裏)

公方様
御上洛
將軍様

一九月六日行幸

一九月十五日大御台様御他界

一十月七日ニ忠晴様御帰国

一十二月十三日こをり殿御遠行

(貼り紙)

「一閏卯月ニ隱岐国ニテ飛鳥井少将殿遠行」
至

(十二紙表)

(寛永二ナラン)

(欠)

一隱岐国惣百姓御目安上ル

竹林被 仰付 宗與賢之
虎之介

村尾被 召放

一宗浦様、七月九日ニ御果、隱岐ニテ

寛永

四

丁卯 御仕置 采女
伊豆九月方 算用 吉右衛門
加兵衛

一忠晴様江戸御下、二月廿八日ニ

松江御立、御供 但馬
内膳

(欠)

(十二紙裏)

寛永

三

丙寅 御仕置 采女
但馬 算用 吉右衛門

一忠晴様五月六日ニ御上洛、有馬

御入湯、御在京

(寛永五ナラン)

(欠)

■ (一カ) 忠晴様正月七日御(欠)

同十三日但馬・内膳下ル

一 隠岐ニテ河内被仰付、正月十九日

兵部 山路所左衛門 松江ヲ正月十五日ニ立

三郎左衛門 浅井勘左衛門尉 廿三日ニ戻ル

善兵衛

一 大坂御普請、丹波・六左衛門

(所カ)

□ 兵衛・惣左衛門 上ル

一 卯月十七日東照権現、御遷宮

一 卯月廿五日伊豫果ル

一 七月八日ニ但馬大坂江 青山大藏殿 安藤右京殿

為御見廻御使ニ被遣、八月

六日ニ帰ル

一 永福院様七月廿七日御遠行、京ニテ

一 忠晴様江戸御下、十一月十四日ニ

大隅 松江御立、御供 源左衛門

一

(十三紙表)

寛永 六 己 御仕置 但馬 算用 右同

一 御屋敷御作事、二月廿三日御

作事初、閏二月十六日ニ新始

一 伊勢御遷宮九月廿三日

大々神楽御進上、銀壺貫式百目

御使ニ窪田角之丞参、極月三日ニ上ル

一 忠晴様御帰城十一月廿三日

(欠)

(十三紙裏)

(寛永七ナラン)

(欠)

松江御立、御供 ■ (以下欠)

内膳

寛永 八 辛 御仕置 采女 但馬 算用 加兵衛 加左衛門

六月ニ江戸へ

御よび

一 忠晴様御在江

一 御ふり様御祝言、七月廿四日
一 相国様御不例ニ付大社ニテ御祈念

(十四紙表)

廿七日ニ京を御返江戸へ御帰候

一 江戸ヨリ肥後へ御上使、七月
稲葉丹後殿・内藤左馬殿・石川主殿殿
同宗十郎殿・同権十郎殿・伊丹播磨殿
秋山修理殿・曾我又左衛門殿

(十四紙裏貼紙)

一 奥田主水、稲葉丹後殿御使ニ

京都マテ被遣、直ニ肥後へ御供

仕参彼地方御戻シ候、雲州方

肥後へ御見舞之為御使者

森勘兵衛・長瀬弥左衛門兩人

被遣候

一 稲葉丹後殿肥後方御帰之時、京都へ

御見廻候為御使但馬八月六日ニ

罷上、九月六日ニ帰ル

(十五紙表)

同九 申 御仕置 采女 算用 加兵衛 喜平次九月ヨリ加ル

一 相国様薨御、正月廿四日亥刻

一 忠晴様御帰国、二月晦日

一 神魂宮御造営

六月九日假遷宮、千家執行、

出入有

御名代 伊豫、社参

九月廿九日正遷宮、千家執行

(欠)

(十四紙裏)

(欠)

■ 太夫・勘(以下欠)

御小人肝煎新貝大郎兵衛

右之衆鉄砲豊前小倉とくりき迄

被参ル、七月四日ニ松江迄出、同廿五日六日ニ帰ル

一 春日様七月四日ニ江戸御立御上洛、九月

一 忠晴様江戸御下、九月十二日ニ
松江御立、御供 隼人

監物

縫殿助

一 御新嫂様御よろこび、十二月

九日子刻、姫君様御誕生

同廿三日ニ御飛脚参着

一 極月廿六日戌刻、大地震

一 松平新太郎様火事、極月廿九日夜子刻

類火松平中務殿・細川越中殿・前田大和殿

加賀肥前殿・藤堂大学殿・生駒老岐殿

松平伊豆殿・松平五郎殿・伊奈半十郎殿

西八美濃

東海道 飛驒 小出大隅

東八安房 永井監物

上総 桑山内匠

下総

一 治部卿三月七日二死

一 市橋伊豆殿・柘植平右衛門尉殿・村越

七郎右衛門尉殿、四月廿四日午ノ刻ニ伯州

米子へ御着被成候、則出雲ノ絵図

持ニテ但馬罷出、国之様子申上候、

廿五日ノ晚ニ米子御出船被成、廿

六日ノ辰ノ刻雲州美保関へ御

着岸、但馬・主水御さきへ参候、

廿九日之夜丑ノ刻御三殿

美保関御出船被成、隠岐国ノ

嶋前へ御渡海

五月十三日ノ夜隠岐国千波村

方御出船被成、十四日ノ巳ノ刻ニ

雲州かゝ浦へ御着被成候、六月

朔日ニ石州へ御通

一 五月廿八日ニ終日雨ふり殊外

大水出、出雲國中悉破損

寛永十年 酉 御仕置 采女 算用 加兵衛 喜平次

一 正月十一日ノ夜丑刻、大地震、江戸

同二月 (以下欠)

(欠)

(十五紙裏)

(欠)

林丹波

五畿内 並四国 溝口伊豆

紀伊 川橋丹波

伊勢 牧野織部

(十六紙表)

(欠)

(十六紙裏)

(欠)

■ 五日 ■ 夜 (以下欠)

山城様ハ廿日ニ御果被成候、廿六日

朝隼人・伊豆・但馬・内膳致

同道、雅楽様へ罷出候へハ掃部様

大炊様・讃岐様御座被成候、其

座敷ニ主殿様・美作様も御座

被成候、御奉行衆様被仰渡候様

子承罷帰、下屋敷へ参候、則

廿六日ノ申ノ刻ニ松村監物切

腹仕候、其晩ニ山城様監物

取置申候

出雲ヲ立

三人

一 九月十一日ニ伊豆・但馬・内膳四人

同廿五日江戸下着、十月十一日ニ江戸ヲ

(十七紙表)

立、十月廿九日ニ雲州へ参着、

十一月三日ニ堀方内ノ侍共家ヲ

あけ申候

御上使

松平和泉様
松平庄右衛門様

(御横目)
■■■■■■■■■■

御横目

(多賀左近様
馬場三郎左衛門様

■■■■■■■■■■

御在番

(小出大和様
古田兵部様
池田出雲様

御勘定衆

(松田九郎兵衛
油井平兵衛
窪田喜左衛門尉

■■■■御衆 (以下欠)

(欠)

(十七紙裏)

(寛永十一ナラン)

(欠)

罷出候、同二日ニ采女松江■■■■

正月廿六日ニ京都罷立江戸へ

下り申候、六月廿四日ニ京まで

六月廿八日ニ大坂方高野へ参、采女・猪兵衛・但馬・修理・

隼人・大隅参

上り申候

四月朔日、御誕生 千勝様

四月廿七日、御ふり様御遠行

三月十九日御碕造営ノ被 仰出

有之

一 將軍様御上洛、六月廿日ニ江戸御

出馬、七月十一日ニ御入洛、七月ニ

閏アリ、八月五日ニ還御

閏七月廿三日ノ夜、江戸西ノ丸火事

十二月十一日ニ采女京ヲ罷立

江戸へ下リ申候、

(貼紙断簡 はがれた状態で頁に挟まれる)

「 出馬、七月十一日御入洛、閏七月廿三日

夜、江戸西ノ丸火事、八月五日ニ

還御、十月七日ニ高野へ但馬・縫殿・下井十太郎参

御石塔ヲ立ル

十二月十一日ニ采女京ヲ立江戸へ

下ル

(十八紙表)

五月十八日龍頭鶴首為御見

物海へ御成

七月十二日夜半ニ火本島津殿方越前殿

真田河内殿・正宗殿・信濃殿親子・右馬亮殿

春日様へ七月十六日ニ千勝様

御出被成候

阿芸守殿

江戸御普請 大学殿

玄番殿

駿河火事、十一月廿九日之夜八ツ

(欠)

(十八紙裏)

(寛永十三ナラン)

(欠)

■同廿九日ニ江戸ヲ立、(以下欠)

寛永
十二

乙 正月二日ニ猪兵衛京ヲ罷立候、同

廿七日ニ左兵衛京ヲ罷立候、二月十日ニ

但馬京ヲ罷立江戸へ下リ申候

四月廿日、馬乘唐人於江戸

八町繩手馬ヲ乗

寛永
十四

四丁 江戸本丸御作事、正月方御^(譜)普代

家衆ニ被仰付候、御殿守之台浅野

安芸守殿・黒田右衛門佐殿ニ被仰付候、西国

大名衆後ノ三月中ニ不残参府也

丹羽五郎左衛門殿煩ニテ閏三月四日ニ御果候

跡目左京殿へ不相替被下候、四月廿三日

讚岐殿ニテ掃部殿・大炊殿・伊豆殿・加賀殿

豊後殿御寄合ニテ被仰渡候

一 姫君様閏三月五日ニ御誕生被成候

七月廿七日御本丸へかりの御さたまし

九月十九日本御触礼

同十五戊 正月朔日島原ニテ板倉内膳殿討死

■ 二月十八日ニ松平出羽守様出雲国

御拝領被成、同三月廿一日ニ御入国

六月廿三日ニ但馬京ヲ立、七月

二日ニ松江參着、同六日ニ御礼

相濟、九日ニ屋敷拝領いたし候

十一日ニ屋敷へ移り申候、九月廿七日ニ

子共京都方引越松江下着申候

(十九紙表)

勤被成候、五月廿日廿一日大水出、

七月十一日ニ江戸御本丸火事

九月廿一日 千代姫君様御祝言

御輿尾張様御屋形へ入

同十七辰

正月十八日於江戸御老中様□

■ 下被成候由(以下欠)

(欠)

(十九紙裏)

(寛永十八ナラン)

十九

(欠)

■ 様御供 ■ (以下欠)

■ 出被成候由

五月朔日ニ御暇出、六月廿三日ニ

御帰国被成候

寛永十六

六己卯

正月二日晚御屋敷ニ而御うたひ初

二月廿日ニ松江御立、江戸御参

寛永

未

三月廿六日松江御立、江戸へ御参勤

二十 当今様御即位十月廿一日為

御名代酒井讚岐殿・松平伊豆殿

御上洛從 殿様御使者ニ棚橋將監

上京

一難波清右衛門二月十一日ニ島根郡之内坂本村ニテ鉄

砲をうち、穿鑿ニあひ、組頭平野甚兵衛へ預ケ

正保元甲 弥吟味仕候へハ訴人出、同廿日ニ切腹、則江戸へ

御老中方様子被申上候

一 (貼紙)

一此古記題名ナシ、依リテ仮リニ堀尾

古記ト名ケテ島根縣史ニ引用ス

一此古記ハ其記事ノ状及其終末ガ

堀尾但馬ノ死去ト一致スル上ヨリ

見テ堀尾但馬ノ自筆ノ手記

ト推定ス

一堀尾家史料トシテ誠ニ貴重ノ

原本ナレバ鄭重ニ保存セラレ

ンコトヲ望ム

昭和四年九月拾四日

島根県史編纂室ニテ

野津天籟印

一 (二一紙表)

欠損ヲ恐レ補綴シ年号ヲ補記シ置く

昭和五年六月八日 堀尾方義

二、「堀尾古記」の史料的検討

(一) 内容の検討

本節では、「古記」の史料としての性格を考えていきたい。「古記」の内容を検討していく上で、他の史料の記載と比較のために作成したものが、表1である。

「古記」の文言の中には、出雲・隠岐に関することが書かれていることが多く、他の史料の残存の状況から多くの文言の確認をとることができなかった。しかし、京都や江戸の政治情勢に関わることについては、同時代の古記録や後に編纂された史料等から、一定度は確認することができた。「古記」の文言の正誤を示したものが、表中央の「正誤」欄である。

「正誤」欄から一見してわかるように、明確な誤りは、確認できた五七例中に三例にとどまる。その文言の正確さには驚かされるのであり、「古記」の記主が、真摯な姿勢で「古記」を叙述したことがうかがえる。そして、その誤りも、「古記」の記載としては古い時期に集中していることがわかる。誤りの三例は、天正十八年(一五九〇)の小田原合戦で滅亡した北条氏一族の年齢に関する文言、文禄四年(一五九五)の豊臣秀次の死去を慶長元年(一五九六)とする文言、慶長八年に死去する生駒親正と考えられる「生駒紀伊守」の死去を九年とする文言である。

「古記」は、現状で正保元年(一六四四)二月の文言を最も現代に近い文

言とするが、その筆跡は基本的に一筆で大きく乱れることなく書かれている。そのことから一筆で一時に書かれた可能性を指摘できる。また「古記」には貼紙や挟みこまれた断簡が存在しており、記主の複数の記録・史料を参考に正保年間以降に時代を遡って様々な状況を整理しながら編年順に作成されたと考えられる。

そして、「古記」の文言の誤りが集中しているのは、冒頭部分の初期の文言であり、その時期は、「古記」作成の正保年間から最も離れた時期にあたる。「古記」の作成された年代は、現在のように情報が簡単に手に入る時期ではなかったと思われる。そのこともあって、文言の若干の誤りが生じたものと思われる。史料の信憑性の確認のために誤りの例に触れたが、全体として五七例中の三例しか誤りが確認できないことは、「古記」の文言が極めて正確な内容であることを窺うことができる。

また、一次史料からも「古記」の文言の正確さを知ることができる。

史料 A

山城様ハ廿日ニ御果被成候、廿六日朝隼人・伊豆・但馬・内膳致同道、雅楽様へ罷出候へハ掃部様・大炊様・讃岐様御座被成候、其座敷ニ主殿様・美作様も御座被成候、御奉行衆様被仰渡候様子承罷帰、下屋敷へ参候、則廿六日ノ申ノ刻ニ松村監物切腹仕候、其晩ニ山城様監物取置申候、

史料 B

(前略)

一、堀尾山城守去月廿六日方癰被相煩候ツる、併癰落後ニ腫気さし添、去廿日死者ニ被□候□事可被推量候、家等事皆々如存別而申談候処、

紛多段不過之候、

一、去廿七日ニ大名共不殘可令登 城之よし、前日廿六日ニ自御老中就被仰触、則廿七日令登 城候処、伊掃部殿・酒雅楽頭殿・土井大炊頭殿・酒讚岐守殿御両四人を以大名共ニ 上意ニハ堀尾山城守儀、別而御奉公をも申上、殊年わか□□□相果、御不便ニ被 思召候、然者山城守遺言にもせかれ持不申候条、拝領之国之儀指上之由就申置、出雲国・隠岐国之儀被 召上候、自然山城守娘ニ男子令出来候者、以来之儀堀尾之家相統候様ニ可被 仰付と被 思召之旨被成 御誕よし 右か両四人被仰渡候、

一、山城守就煩国元方伊比伊豆・堀尾但馬・久徳内膳両三人罷越、前かと方当地ニ小嶋隼人罷居候、右四人を去廿六日ニ西之丸江被召寄山城守知行取之儀ハ不及申、切米取候者迄にも当物成之儀者無相違被下之よし、御老中被仰渡候、

一、出雲・隠岐国之儀請取て御番仕候へと、此書立之衆被 仰付近日被罷越事ニ候、於其許ハ色々ニ可申と、令推量如此、忿々申遣候、

(中略)

将又堀尾山城守死(死骸)の事、下屋敷の近所寺(死骸)てひそかに灰にいたし候、山城小姓松村監物と申者追腹候、廿六日ニ城州を取置候 二付廿六日ニはらをきり候、きとく御事ニ候、

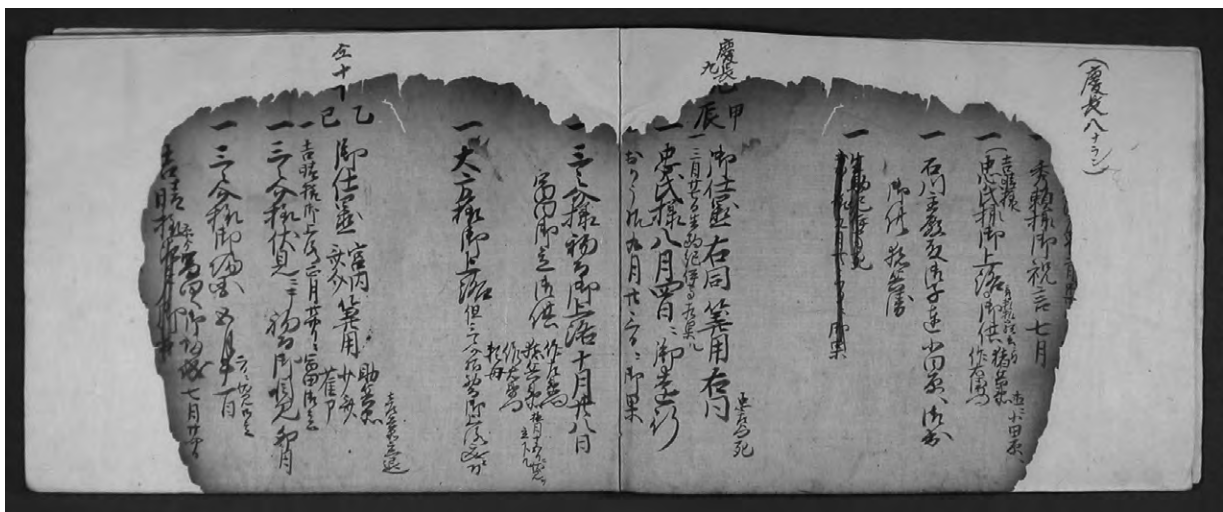
(後略)

史料 A は、「古記」の寛永十年（一六三三）九月の堀尾忠晴の死去とその後の幕府の対応、さらに忠晴近習の松村監物の切腹を記す箇所である。それに対して、史料 B は、土佐藩主山内忠義が野中玄蕃直繼に忠晴の死去と幕

表1 「堀尾古記」と他史料の照合表

年	西暦	月	日	内容(文言)	正誤	記事の確認内容	典拠
天正十二年	1584		■月九日	尾川ながくて大合戦	○	四月九日長久手の戦い	天正十二年卯月十一日羽柴秀吉書状(亀子文書『大日本史料』十一・六所収)
天正十八年	1590		■寅ノ年	小田原陣	○	小田原合戦	
天正十八年	1590			(北条氏一族の年齢)	×		
文禄元年	1592			高麗陣	○		
文禄二年	1593			秀頼誕生	○	豊臣秀頼誕生 八月三日	「言経卿記」
慶長元年	1596			大地震 秀次様御果	○	慶長伏見大地震	文禄五年(慶長元年)閏七月十三日(「大地震記」)
(慶長三年)	1598	八月	十八日	太閤様御他界	○	豊臣秀次自害	「御湯殿上日記」文禄四年七月十六日条
(慶長八年)	1603	七月		一秀頼様御祝言、七月 吉晴様 秀頼様御祝言ニ付直ニ小田原へ	○	七月廿八日秀頼と家康孫娘祝言の記事あり	「当代記」
(慶長八年)	1603			一忠氏様御上洛	○	三月の家康將軍宣下に忠氏供奉・七月の千姫入奥の警備にあたる記事あり	「徳川実紀」
(慶長八年)	1603			一石川主殿殿御子達小田原へ御出			
慶長九年	1604	三月	廿七日	一三月廿七日生駒紀伊守相果ル	×		生駒親正 慶長八年二月死去
慶長九年	1604	八月	四日	一忠氏様八月四日ニ御遠行	○	「慶長九辰八月四日 忠光院殿天軸地球大居士堀尾忠氏公 吉晴公男」	春光院「三時回向」
慶長十年	1605	卯月	二日	一三之介様伏見ニテ初而御目見、卯月二日ニ伏見御立	○		参考「「四月上旬羽柴肥前守北国の主上洛、養子大丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、・・・、右大將秀忠公へ大丸出仕・・・」(「当代記」)・(四月秀忠將軍宣下。山内一豊、その子連れて両御所へ拜謁す。「徳川実紀」)
慶長十二年	1607			一駿河御普請	○	「此頃、駿河為普請越前美濃尾張三州遠江來下る、上方衆去年江戸普請に被下衆、此度駿河へ悉相下、是は何も一万石二万石、或は千石二千石との少身の衆也」	「当代記」
慶長十二年	1607	卯月	六日	一そうは様卯月六日ニ御果	○	「慶長十二年丁未四月六日 龍翔院殿芳嶽宗葩大姉堀尾泰晴公室」	春光院「三時回向」
慶長十三年	1608	八月	十一日	一八月十一日なら殿御果	○	「慶長十三年戊申三月廿五日 見桃院殿實光世真大居士 堀尾氏光公 吉晴公弟」	春光院「三時回向」
慶長十三年	1608	十月	二日	一松江越、十月二日			
慶長十三年	1608	極月	五日	一堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ	○	「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三十二月五日」	春光院「三時回向」
慶長十四年	1609	三月	廿八日	一杵築大社御還宮、三月廿八日	○		同日付北嶋広孝書状写(「北嶋家譜」『大日本史料』十二・六所収)
慶長十四年	1609			一丹波篠山御普請	○	「九月丹波国篠山ノ城石垣普請出来之後、去六月徳江戸上ル普請奉行内藤金左衛門駿府へ來ル」	「当代記」
慶長十四年	1609			一伊勢御還宮、大々神樂御進上 大野角之介御使	○	九月二十七日条「けふ、けくうのしやうせんくうに、てんきよくめてたしめてたし」	(「御湯殿上日記」『大日本史料』十二・六所収)
慶長十四年	1609	三月	廿五日	一堀尾掃部果ル、三月廿五日			
慶長十四年	1609	八月	六日	一長七様八月六日ニ御果	○	「桐嶽宗秋童子 慶長十四八月六日堀尾長七」	春光院「三時回向」
(慶長十五年)	1610			一飛鳥井少將殿御預、隠岐■御■	○	「十一月七日乙酉、晴、晚雨降、有雷鳴、今日飛鳥井少將隠岐島、花山院少將江楚島被配流云々、依武命也、」	「孝亮宿禰日記」(『大日本史料』所収)
慶長十六年	1611	二月	五日	一山城様初而江戸御出、二月五日ニ松江御立、		三月十一日「江戸にて堀尾三之助元服し。叙爵して御名の字たまはり。山城守忠晴と称す。」 三月廿三日「堀尾山城守忠晴は従四位下にのぼせらる。」	「徳川実紀」 「徳川実紀」
慶長十六年	1611	三月	廿八日	一相国様・秀頼様御参会三月廿八日 京二条御城ニテ	○	(三月廿八日、家康・秀頼二条城で対面の記載あり)	「当代記」
慶長十六年	1611	六月	十七日	一吉晴様御遠行、六月十七日	○	「慶長十六辛亥六月十七日 法雲院殿松庭世栢大居士 堀尾帯刀吉晴公」	春光院「三時回向」
慶長十六年	1611	六月	廿四日	一六月廿四日加藤肥後守殿病歿 国ニテ	○	「廿四日、肥後国加藤肥後守元の名主計死去、」	「当代記」
慶長十八年	1613			■■■松江御立	○	(慶長十八年正月三日に三献の御祝の国持大名衆の中に堀尾山城守忠晴の記載あり)	「駿府記」・「当代記」
慶長十九年	1614	正月		一久保相模殿御身上果ル、正月	○	(正月十九日、久保忠隣処分の記載あり)	「駿府記」・「当代記」
慶長十九年	1614	三月	二日	一長松院様江戸御下、三月二日ニ松江御立、			※「寛永四丁卯三月十七日 長松院殿真諦紹聖大姉 堀尾忠氏公室」(春光院「三時回向」)
元和二年	1616	四月	十七日	一相国様御他界、四月十七日	○	「大御所駿城の正寝に薨じ給ふ。台寿七十五。」	「徳川実紀」
元和三年	1617			一將軍様御上洛	○	「(六月)十二日江城御登駕あり。(中略) 廿九日伏見城に入られ給ふ。」	「徳川実紀」
(元和六年)	1620			(■大坂御普請■■■カ)	○	正月「十八日大坂城修築の事を。西北国諸大名に課せらる。青屋口より玉造口迄は越前宰相忠直御。松平筑前守利常。京極若狭守忠高。京極丹後守高広。一柳監物直盛。松平阿波守至鎮。石川主殿頭忠総。堀尾山城守忠晴。松平土佐守忠義。松平長門守秀就。鍋島信濃守勝茂。(中略) 京橋より青屋口迄は松平宮内少輔忠雄。(中略) 堀尾山城守忠晴。(後略)」	「徳川実紀」
(元和六年)	1620	五月	朔日	一忠晴様江戸方御帰城、五月朔日		三月十八日「(上略) 浅野但馬・堀尾山城・池田備中、此等は御暇に而のほられ候、(後略)」	「天英公御書」(『大日本史料』十二一三三所収)
(元和六年)	1620	六月		一御入内、六月雅楽殿・大炊殿為御名代御上洛		「十八日都にてはけふ 女御入内し給ふ。」	「徳川実紀」
(元和九年)	1623	五月	廿五日	一両上様御上洛、五月廿五日		「十二日江戸城を御首途。(中略) (六月)八日御入洛あり。」	「徳川実紀」
寛永三年	1626	九月	六日	一九月六日行幸	○	「中宮の行啓あり。」	「徳川実紀」
寛永三年	1626	九月	十五日	一九月十五日大御台様御他界	○	「大御台所の御方、今月(九月)十五日御逝去の由、江戸より告來る」	「東武実録」
寛永三年	1626	閏卯月		一閏卯月ニ隠岐國ニテ至 飛鳥井少將殿遠行	○	「飛鳥井雅賢 (中略) 寛永三年後四月十六日卒、四十三歳」	「諸家伝」(『大日本史料』所収)
(寛永五年)	1628	卯月	十七日	一卯月十七日東照権現、御還宮	○	「十七日戊申、小雨降、今日東照宮祭礼也、彌興丁兄部四人、同沙汰人等出仕」	「孝亮宿禰日記」
寛永八年	1631			一相国様御不例ニ付大社ニテ御祈念	○		寛永八年七月廿四日付堀尾忠晴判物(出雲大社文書・北島文書)
寛永九年	1632	正月	廿四日	一相国様薨御、正月廿四日亥刻	○	正月廿四日条「廿四日之夜、亥之刻、相国様薨去」	「本光国師日記」
寛永九年	1632	六月	九日	一神宮御造営 六月九日假還宮、千家執行、			『史料綜覧』

寛永九年	1632	極月	廿九日	一松平新太郎様火事、極月廿九日子夜刻	○	「(晦日)この夜松平新太郎光政がもとより失火し、頗る大火及びべり。」	「徳川実紀」
寛永十年	1633	正月	十一日	一正月十一日ノ夜丑刻、大地震、江戸■■■■同二月■(以下欠)		「八日地震あり。」	「徳川実紀」
寛永十年	1633		廿日	山城様ハ廿日ニ御果被成候、	○	「寛永十四九月二十日 圓成院殿高賢世肖大居士 堀尾忠晴公 忠氏公長男」	春光院「三時回向」
寛永十年	1633		廿六日	廿六日朝奉人・伊豆・但馬・内膳致同道、雅楽様へ罷出候へハ掃部様大炊様・讃岐様御座被成候、其座敷ニ主殿様・美作様も御座被成候、御奉行衆様被仰渡候様子承罷候、下屋敷へ参候、	○		土佐山内家宝物資料館蔵「長帳」甲15所収文書
寛永十年	1633		廿六日	則廿六日ノ申ノ刻ニ村松監物切腹仕候、其晩ニ山城様監物取置申候	○	「大怨玄忠居士 寛永十、九月廿六日殉于城公之死 松村監物」	春光院「三時回向」
(寛永十一年)	1634	四月	朔日	四月朔日、御誕生 千勝様	○	石川憲之誕生	「寛政重修諸家譜」 幼名千勝
(寛永十一年)	1634	四月	廿七日	四月廿七日、御ふり様御遠行	○	「寛永十一甲戌四月廿七日 法光院殿玄貞全大姉 石川廉勝公室 堀尾忠晴公長女」	春光院「三時回向」
(寛永十一年)	1634	六月	廿日	一將軍様御上洛、六月廿日ニ江戸御出馬、	○	「廿日御出城。未刻神奈川御殿にやどられたまふ。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	七月	十一日	七月十一日ニ御入洛、	○	「十一日御入洛により、ことに行粧をかいつくろひ、供奉上下の威儀厳肅たり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	八月	五日	八月五日ニ還御	○	「五日辰刻二条城を御発興あり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	閏七月	廿三日	閏七月廿三日ノ夜、江戸西ノ丸火事	○	(廿七日条)「この廿三日夜初更の頃、西城の厨より失火して、殿閣ごとごとく延焼せり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	七月	十一日	出馬、七月十一日御入洛、	○	「十一日御入洛により、ことに行粧をかいつくろひ、供奉上下の威儀厳肅たり。」	「徳川実紀」
(寛永十一年)	1634	閏七月	廿三日	閏七月廿三日夜、江戸西ノ丸火事、	○	(廿七日条)「この廿三日夜初更の頃、西城の厨より失火して、殿閣ごとごとく延焼せり。」	「徳川実紀」
寛永十二年	1635	七月	十二日	七月十二日夜半ニ火本島津殿方越前殿・真田河内殿・正宗殿・信濃殿親子・右馬亮殿	○	「この曉薩摩黄門家久卿の邸より失火し。日比谷門なたびに仙台黄門の邸宅はじめ。此災にかきもの多し。よて諸大名もうのぼり御けしき何ふ。」	「徳川実紀」
寛永十二年	1635	十一月	廿九日	駿河火事、十一月廿九日之夜八ツ(以下欠)	○	「前月廿九日駿河市街失火し城中にうつり。天守。殿閣。櫓障ごとごとくこの災にかゝり。民屋過半消失たるよし注進」	「徳川実紀」
寛永十四年	1637	正月		江戸本丸御作事、正月方御普代家衆ニ被仰付候、御殿守之台淺野安芸守殿・黒田右衛門佐殿ニ被仰付候、		「十四日御なやみさはやがせ給ふにより、御座を西城にうつさせ給ふ。これ本城改造せらるゝによてなり。(中略) 天守台は松平右衛門佐忠之。松平安芸守光晟奉り。(後略)」	「徳川実紀」
寛永十四年	1637	閏三月	四日	丹羽五郎左衛門殿煩ニテ閏三月四日ニ御果候、跡目左京殿へ不相替被下候、	○	「寛永十四年丁丑閏三月四日於于江府榎田上邸白川大守参議三品藤原朝臣長重逝ス、年六十七歳」	「丹羽歴代年譜」
寛永十四年	1637	九月	十九日	九月十九日本御触礼	○	「十九日西城より本城に御移徙あり。」	「徳川実紀」
寛永十五年	1638	正月	朔日	正月朔日島原ニテ板倉内膳殿討死	○	板倉重昌戦死	「細川家記」・「鍋島勝茂譜」
寛永十五年	1638	二月	十八日	二月十八日ニ松平出羽守様出雲国御拜領被成、		「十一日松平出羽守直政信濃国松本を転じて、出雲国一円に給はり。隠岐国をあづける。」	「徳川実紀」・「寛永日記」
寛永十六年	1639	九月	廿一日	九月廿一日 千代姫君様御祝言御典尾張様御屋形へ入	○	「廿一日御入興により在番の普第大名ごとごとく登當す。」	「徳川実紀」
寛永十七年	1640	正月	十八日	正月十八日於江戸御老中様口■下被成候由(以下欠)			
寛永十九年	1642	五月	朔日	五月朔日ニ御暇出、		「五月朔日松平長門守秀就はじめ。就封の暇たまはるもの二十四人。この輩 若君よりも今年より賜物かづける。」	
寛永二十年	1643	十月	廿一日	当今様御即位十月廿一日為御名代酒井讃岐殿・松平伊豆殿御上洛後 殿様御使者ニ棚橋将監上京	○	「十月廿一日御即位紫宸殿」	「公卿補任」



写真「堀尾古記」(慶長九年条)

府の処置の状況を書き送った書簡である（土佐山内家宝資料館蔵「長帳」甲15所収文書『松江市史』史料編7近世Ⅲ所収堀尾期史料56号）。

史料Bをみると、九月廿日に忠晴が皮膚の炎症である癰を悪化させて死去したこと、廿七日に諸大名を登城させた上で堀尾氏の改易の告知があり、併せて忠晴の娘に男子誕生の上で堀尾氏の名跡相続をさせることが伝えられたこと、また、それ以前の廿六日に江戸城西丸に出雲から来た揖斐伊豆高・堀尾但馬・久徳内膳の三人、江戸詰の小嶋隼人の計四名を江戸城西丸に呼んで老中から改易と当年の物成の家臣への保証が伝えられたこと、また忠晴の遺体を茶毘に付し、松村監物が即日追腹を切ったことが記されている。

両者を比べてみると理解できるのが、史料Bが大名である忠義が自らの立場で聞き得た改易の告知と名跡相続に言及していること以外は、ほぼ史料Aに記されていることと同内容を伝えていることである。

両者の唯一の記載の違いは、將軍徳川家光の上意の伝達場所の記載である。史料Aでは、老中酒井雅楽頭忠世邸で堀尾家臣四名に対して上意が仰せ渡されたことが記されているが、史料Bでは江戸城西の丸としている。しかし、当時西の丸留守居であった忠世の屋敷は、西の丸にあり（『本光国師日記』寛永九年五月十一日条『新訂本光国師日記』七所収）、従って、史料AとBも実質的に同じ場所を伝達場所と記していることになる。このことは、「古記」の文言が山内忠義が記した一次史料によって確認できることを意味し、「古記」の文言の正確さを示している。

他にも朝廷の女官を含んだ公家の醜聞事件である猪熊事件によって、飛鳥井雅賢が慶長十四年に隠岐に流罪に処せられ、寛永三年閏四月に死去する事態も、隠岐に関することから「古記」は記している（表1参照）。

以上のように、「古記」の内容が歴史的事実を正確に伝えていることが一

次史料や他の関係史料より確認できた。先にみた表中の正誤と併せて考えれば、作成の年次から遠い冒頭部分を除いて、「古記」の内容はかなりの信憑性を持っていることがわかるのである。

（二）記主の検討

「古記」の記主については、既に昭和四年の『島根縣史』編纂掛が翻刻中の貼紙に示しているように、堀尾但馬と考えられてきた。編纂掛は、但馬の没年が一致することを論拠としている。「古記」の記主について、それ以外の内容的な点から検討してみたい。

現状残されている「古記」は、天正年間からの堀尾氏の事蹟を整理して記したものと考えられる。史料が焼損する以前において、天正以前の事蹟についてどのように記していたかは、現状知る手段がない。しかし、吉晴（可晴）の誕生等についての文言が存在したことは予想できるが、（一）で触れた小田原合戦や秀次の死去の文言から考えると、あまり詳細なものではなかったものと考えられる。

むしろ「古記」で中心をなすと思われるのは、その内容から考えて、慶長五年（一六〇〇）以降の出雲・隠岐在国期の内容である。五年以前の遠江国浜松在城期のことはほとんど記載がないのに対して、以降は、仕置役を指すと思われる「御仕置」や算用方の記載が存在し、「古記」の内容が明らかに「古記」の内容を中心とすることを意図していることがわかる。

さらに「古記」の記主について内容から考えていく上で興味深いことは、内容は堀尾氏の出雲・隠岐支配期を中心としながらも、寛永十年（一六三三）の堀尾氏の改易でその記載は終わらず、正保元年（一六四四）まで記載が続くことである。特に堀尾氏の改易以降は、次第に堀尾但馬を除く堀尾一

族や家臣の記載が減少していく。そして、寛永十五年の松平直政の出雲入部に前後する次の「古記」の記載である。

史料C

二月十八日ニ松平出羽守様出雲国御拝領被成、同三月廿一日ニ御入国、六月廿三日ニ但馬京ヲ立、七月二日ニ松江参着、同六日ニ御札相濟、九日ニ屋敷拝領いたし候、十一日ニ屋敷へ移り申候、九月廿七日ニ子共京都方引越松江下着申候、

堀尾但馬は、松平直政の出雲入国の後に仕官の誘いを受けたのか、六月に京都を出発して七月二日に松江に入り、六日に直政への拝謁と考えられる。「御札」を済ませた後で、九日には屋敷を拝領する。十一日にその屋敷に引越して、九月廿七日に子供が京都より到着したことが記されている。

寛永十六年以降は少しずつ内容が淡泊になりながら正保元年を迎えるが、元年の文言は必ずしも完結している訳ではなく、それまでの年次と同様の記載で終えているため、現状の「古記」の末尾が、焼損前の本来の末尾であるかは不明である⁽⁴⁾。

このように、大雑把ではあるが、「古記」の内容をなぞりながら検討してきたが、その内容から窺える「古記」の記主は、既に『島根縣史』編纂掛が指摘した堀尾但馬であるか、その関係者とすべきものと思われる。

その論拠は、正保年間から遡れば遡る程に記載が淡泊なものであり、元和から寛永期にかけての充実した内容を見ると、記主が「古記」を記すために手元においた資料に年代的に偏りがあったと思われること、また寛永十五年以降は松江松平家に仕官し、とくに仕官期の但馬家の動向について詳細に記

載していることの二点である。

前者の点については、「古記」を記した存在が堀尾氏の事蹟を記録するために「古記」を書いたと考えれば、家祖にあたる吉晴やその祖先にも叙述の重きが置かれ、吉晴の事蹟を記す「大閤記」等を利用して内容に盛り込むこともできたと考えられるが、あまり重視されているとは思われない。むしろ、「古記」の記載の重点は、出雲・隠岐支配期から寛永年間末までの記載にあり、その点で、「古記」は、堀尾一族ないし関係者による記主自身にまつわる記録と考える方が適切な内容となっている。また、後者の点に関しては、文字通り自身に関わる事柄を記録したと捉えるべきものと思われる。そのように考えると、やはり「古記」の記主は、記載の中心である堀尾但馬であるか、少なくともその関係者であると考えられるべきものと思われる。

そこで、堀尾但馬の事蹟について確認していききたい。但馬は「古記」にあるように、堀尾氏改易後に松江松平家に仕えた人物であり、子孫は江戸時代を通じて松江に在住した。堀尾氏支配期の発給文書から確認できる堀尾但馬の実名は、方成ないし高成である。元和五年（一六一九）六月二日付の掛斐高清との連署証文書が⁽⁵⁾、管見の限り確認のできる但馬の最も早期の発給文書である。実名は、元和六年十月十二日付連署日御碕神領目録⁽⁶⁾において方成としていることが確認できるが、元和七年と考えられる十一月二日付連署書状⁽⁷⁾では高成と署判し、改名していることがわかる。しかし、元和九年三月十三日付連署書下⁽⁸⁾では、再び方成と記しており、ここでは後に前名に復すことから、但馬の実名を方成と記しておくこととする。

「古記」において但馬の名が確認できるのは、元和元年の記載であり、忠晴の江戸出立に久徳内膳と共に随行していることがわかる。発給文書よりも早いことから、現状では、これが史料上の初見にあたる。以下、元和四・

六・九年・寛永五年にも忠晴の上洛や江戸下向に随行している。また、仕置役にも元和七年に就任し、以下元和八年・寛永元・三・六年にも務めている。但馬方成の活動の状況を考えれば、方成は、堀尾氏の出雲・隠岐入国時に忠氏・吉晴と共に入国した家臣層の次の世代に属し、忠晴と前後する年齢で、忠晴の成長と共に活発に活動し、松平家に仕官した人物であることがわかる。

以上のように、堀尾但馬方成の事蹟を確認できた。その中で確認できたことは、方成の活動が「古記」の詳細な箇所と付合することである。そのことも記主を堀尾方成ないしその関係者とする根拠になりえるものと思われる。

結びにかえて

以上のように、「堀尾古記」の翻刻による紹介と、その内容の信憑性や記主について検討を重ねてきた。その結果として、「古記」の内容の信憑性は、他の史料との比較によって冒頭の慶長五年以前においては高くないが、それ以後の時期を記す部分については、高い信憑性を確認できた。また、記主についても、昭和初期に『島根縣史』編纂掛が行った比定と異なることはなく、堀尾但馬方成によるものと断定はできないが、方成本人あるいはその関係者が書き記したものと考えるべきと思われる。

最後に、「古記」の成立時期の問題だが、紙質的には問題がなく、挟み込まれていた同筆と考えられる断簡等の存在から考えて、但馬自身ないしその関係者が、正保年間ないし、その遠くない時期に記したと考えるべきものと思われる。

注

- (1) 『島根縣史』八（島根県学務部島根県史編纂掛、一九二九年）
 - (2) 『新修 島根県史』史料編二所収（近世上）（島根県、一九六五年）
 - (3) 「古記」寛永十年九月条
 - (4) 私見を述べると、むしろ末尾ではないのではないかと思う。
 - (5) 内神社文書（『八束郡誌』所収）
 - (6) 日御碕神社蔵文書Ⅰ（『旧島根県史編纂資料』所収）
 - (7) 北島家蔵文書（『松江市史』史料編7近世Ⅲ所収堀尾期史料46号）
 - (8) 須恵都久神社文書（東大史料編纂所影写本）
- 尚、「堀尾古記」の翻刻にあたっては、堀尾秀樹氏、新庄正典氏の協力をえた。

（ささき みちろう 大正大学文学部教授）

（こやま さちこ 松江市歴史まちづくり部史料編纂課副主任）